

よくあるご質問

「年金共済」制度 受取時の税務について

- 年金共済の給付金は、受取方法を“一時金”か“年金”から選択いただきます。 *年金での受け取りは年金受給資格を満たされた方のみのお取り扱いになります。
- 掛金を負担した人と同じ人が、一時金を受け取る場合は受け取った年の「一時所得」、年金で受取る場合は「雑所得」となります。一時所得・雑所得の計算方法や、年金受取時の源泉徴収など、質問の多い内容を記載しておりますのでご確認ください。

※ なお、税金の納付税額はその年の他の所得とあわせて総合課税されます。そのため、どちらの受取方法を選択した方が税制上有利となるかは、納税者の他の所得状況等によっても異なりますので、この制度からの給付額からだけでは一概には申し上げられません。税務の専門家にご相談されるなど、受取方法のご判断は組合員さまご自身でお願いします。

〔1〕 一時金で受け取る場合 ⇒ 一時所得

一時金で受け取る場合は「一時所得」となります。（所得税法第34条、同法施行令第183条）

《計算式》

一時所得の課税対象額

$$= (\text{一時金額} - \text{払込保険料の合計額}^* - \text{特別控除}^*) \times 1/2$$

- ※ 「払込保険料の合計額」 : 掛金累計額から制度運営事務費を除いた額になります。
- ※ 「特別控除」 : 年間の一時所得に対して最高50万円まで。

《計算例》

例えば、

積立金額（脱退一時金）が350万円、これまでに支払った保険料の累計額が270万円の場合（加入者＝掛金負担者の場合）

一時所得の課税対象額

$$= (\underset{\text{[一時金額]}}{350\text{万円}} - \underset{\text{[払込保険料の合計額]}}{270\text{万円}} - \underset{\text{[特別控除]}}{50\text{万円}}) \times 1/2 = 15\text{万円}$$

（注）一時金を受け取った年の確定申告が必要になりますが、上記計算例では一時所得の課税対象額が15万円（≤20万円）のため、確定申告不要となる場合があります。詳しくは〔4〕をご覧ください。

〔2〕 年金で受け取る場合 ⇒ 雑所得

年金で受け取りをする場合は「雑所得」となります。(所得税法第35条、同法施行令第183条)

《計算式》

$$\text{雑所得の金額} = \text{総収入金額(年金年額)} - \text{必要経費}^*$$

※ 「必要経費」「払込保険料の合計額」を「年金の総支給見込額」で除して「必要経費率」を求め、その年に受け取った年金額に乗じて求めます。

《計算例》

例えば、年金受取方法が10年間の確定年金で年金年額が100万円、これまでに払い込んだ保険料の合計額が700万円の場合

$$\star \text{必要経費率} = \frac{\text{「払込保険料の合計額」}}{\text{「年金の総支給見込額」(注)}} = \frac{700 \text{ 万円}}{100 \text{ 万円} \times 10 \text{ 年}} = 0.7$$

$$\star \text{必要経費} = 100 \text{ 万円(年金年額)} \times 0.7 \text{ (必要経費率)} = 70 \text{ 万円}$$

★年間の雑所得の金額

$$= 100 \text{ 万円(年金年額)} - 70 \text{ 万円(必要経費)} = 30 \text{ 万円}$$

(注) 年金受取方法が『保証期間付終身年金』の場合、「年金の総支給見込額」は「保証期間年数」と下表の「余命年数」とのいずれか長い年数を「支給期間」として計算します。

参考: 年金の支給開始日における年齢別余命年数(抜粋)

(所得税法施行令第82条の3)

年齢	55歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
男性	23	19	18	17	17	16	15	14	14	13	12	12
女性	27	23	22	21	20	19	18	18	17	16	15	14

〔3〕 年金受取時の源泉徴収について

- 雑所得の金額が年間で25万円以上となる場合は、雑所得額の10.21%（復興特別所得税を含む）が源泉徴収されます。

源泉徴収されますが、雑所得は分離課税ではないため、確定申告による精算が必要となります。

※ 掛金負担者と受取人が異なる場合は源泉徴収されません。

- 上記《計算例》では、年間の雑所得の金額が30万円（≥25万円）となるため、 $30 \text{ 万円} \times 10.21\% = 30.630 \text{ 円}$ が源泉徴収税額として控除されることとなります。

※ 年金は年4回（3・6・9・12月）に分けてお支払しています。

実際の源泉徴収では1回の支払額に対して10.21%の源泉徴収をします。

〔4〕 所得税の確定申告について

- 一時金・年金を受け取った年は確定申告が必要となりますが、以下①②のように確定申告不要となる場合があります。

① 給与所得者で給与の支払が1カ所のみ、かつ給与の収入金額が2,000万円以下で、勤務先で年末調整を受け、またその年の給与所得および退職所得以外の所得金額（一時所得や雑所得等）が20万円以下の場合。

② 年金所得者の確定申告不要制度に該当する（公的年金等の収入金額が400万円以下、かつその年の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額（一時所得の課税対象額や雑所得等）が20万円以下）場合等です。

詳しくは、税務署または税理士にお尋ねください。

なお、確定申告をしない場合でも住民税の申告は必要です。

詳しくはお住まいの市区町村へお問い合わせください。

2025年7月現在の税制に基づいて記載しております。今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。また、「年金共済」制度（拠出型企業年金保険）についてはパンフレットをご覧ください。パンフレットは各共済会に備えています。

事務幹事保険会社 大同生命保険株式会社